

全教職員、学生 各位

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策  
(5月27日改定)を受けた本学の対応・取組について

令和2年5月25日に政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を全ての都道府県において解除しました。また、政府の決定を受け、福島県も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を令和2年5月27日付けで改定しました。

新型コロナウイルス感染症との闘いは新たなステージに入ったと言えます。しかしながら、この闘いは、長期戦となることを見込まれます。緊急事態宣言は解除されましたが、決して安全が宣言された訳ではなく、今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあることを念頭に、我々は対策を取り続ける必要があります。

まずは、「3つの密」を避けること、マスクの着用や、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保といった基本的な感染対策を徹底する「新しい生活様式」の定着に努めていただくようお願いします。そして、今般改定された福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受け、本学では、6月1日から6月18日(※政府、県が「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させるための移行期間の第1段階として示した日付)までの間、下記の対応・取組を進めることとしますので、全ての教職員、学生においては、趣旨を十分に理解した上で、改めて、本学の使命・役割を自覚し、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

記

- 1 県をまたいだ移動等については、5月25日に緊急事態宣言が解除された5つの都道府県との不要・不急の往来はできるだけ控えること。やむを得ず移動等を行う場合には、所属長(学生は教育研修支援課)へ事前に報告すること。
- 2 時差出勤、在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 3 本学が主催するイベントや集会等は、適切な感染防止策を講じた上で、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の人数、屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保すること。(できるだけ2m以上)
- 4 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催が望ましいが、適切な感染防止策を講じた上で、上記3による開催も認めることとする。
- 5 学生の学内立入等については、「教育・研究に係る新型コロナウイルス感染症対策のレベル分類」により対応すること。
- 6 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、万が一、感染が疑われる場合には、所属長及び帰国者・接触者相談センターに連絡するなど適切に対応すること。
- 7 これまでクラスターが発生している業種の施設、「3つの密」のある場所等への外出は、自粛すること。

令和2年5月29日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 竹之下 誠一